

様式C－19

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月1日現在

機関番号：12102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530914

研究課題名（和文） 持続可能な社会形成に資する法教育の基礎研究

研究課題名（英文） Making ‘Sustainable Society’ in Law-Related Education

研究代表者

江口 勇治 (EGUCHI YUJI)

筑波大学・人間系・教授

研究者番号：50151973

研究成果の概要（和文）：小・中・高等学校の社会科、公民科の学習指導要領の改訂で求められている法や司法の教育（法教育）を通じての、社会の秩序や安全の創出および法の基本的な理念である正義、公正、幸福などの感覚や意識の育成等に資する教育実践の効果的なあり方や教材についての基礎研究を実施した。あわせて韓国の法教育の調査を通じて今後のわが国の学校教育での法教育の課題の検討を行った。

研究成果の概要（英文）：This Research Goals are to make subject-materials of Law-Related Education in order to create ‘Sustainable Society’ in the Social Studies and Civic Education. The New Social Studies demands Law-Related Education to realize Safety-Society and for students in schools to understand legal ideas or concepts. So to inquire further into the problem in Japan, Korean Law-Related Education Models and System are effective to Japan Law Related Education.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学、教科教育学

キーワード：法教育・持続可能な社会・法的資質・司法教育・私法教育・裁判員裁判

1. 研究開始当初の背景

裁判員裁判の導入や司法制度改革の一一定の進展の中で、新学習指導要領が求めた小、中、高等学校の法教育のあり方や実践の方向性を検討する必要が求められており、学習指導要領の改訂の趣旨を生かした法教育の教材等の提供に資する研究が必要であった。

あわせて裁判員裁判の実施の中で、この制度の基本的な知識や見方の共有のために有

効な教育や教材の検討が求められている状況であった。

さらには新学習指導要領の求めた法教育の一貫したカリキュラムや教材の検討が必要であった。

そのため本研究では、新学習指導要領に応じた正義、公正などの法的な理念を学習する教材開発を、同時に新学習指導要領が要請している「持続可能な社会の形成に資する教

育」の観点と結び合わせることで、実効性のある法教育の基礎研究を目指すこととした。

あわせて法教育のカリキュラムや教員養成等の開発が韓国でも行われているため、わが国の法教育の比較研究から、アジアの一部の法教育の調査を行った。なお欧米の法関連の教育との比較検討も国際化の側面からも求められている状況であった。

2. 研究の目的

この研究では、教育基本法の改正を受けて改訂が求められた新学習指導要領で、社会科・公民科・特別活動などで重視する論点として提出された法務省や日本弁護士連合会法教育委員会等の開発した法教育をモデルとした新しい教育を、より実践に役立つ方向で検討することを目的とした。

さらに日本の法教育が教育課程の改善を通じて行われている現状や方向性を検討するため、教員養成や教員研修等で使われている法教育施設であるローパークをはじめとして、相当数のいろいろな法のタイプに応じた教材・教科書を作成し、実際に教育課程の中でしっかりとその意義を位置づけている韓国の法教育の状況を調査し、今後のわが国の法教育の展開を考える一助とする目的とした。

あわせて社会の中に「持続可能性」を創造する教育が求められていることに着目し、法教育と持続可能な社会の創造のための教育との融合を、社会科・公民科の教育実践で試みることのあり方の検討を、法が求める正義や公正の側面から行うことの教育的意義を明らかにすることを狙った。

さらに法研究での成果を、社会科の関連学会や「法と教育」学会等で積極的に示すことで、教育界が「法」を国民が共有したり、学んだりする一層の議論が学習指導要領の改訂を契機にして実質的に起こることを願った。

3. 研究の方法

この研究ではおもに次の三つの方向で実践的、具体的な方法を採用した。

(1) 小・中・高等学校での実験授業の実施とその検討を通じての教材づくり。

この方法では、江口が筑波大学附属の各学校ならびにつくば市的小・中学校を中心に、橋本が福井地区の小・中学校を中心に、磯山が静岡の小・中学校を中心に実験的な授業を試み、その成果等を学会活動等を通じて発表した。また江口は、茨城県弁護士会の協力を得て、法律実務家の支援の下での研究テーマにあった法教育の検討を行った。さらに研究の途中で対面した震災等を配慮して「持続可能な社会」の実現に必要な法による資源の再配分の授業等の基礎的な検討も行った。

(2)韓国・台湾の法教育の調査からとらえたわが国の法教育の課題の自覚。

この点については、それぞれを実際に調査とともに、その調査から明らかになった点について、江口と磯山が法務省「法教育推進協議会」の会議等で整理・提供し、今後のわが国の法教育の推進の施策に反映させることを願った。なおこの方法については、上の国や地域との交流はかなり進んでおり、今後はその成果をお互いが共有することを模索する時期となっている。

(3)新学習指導要領の求めた法教育の実効性を高めるために他の論点等の融合を試みる教材の開発。

ここでは「持続可能な社会」の創造について法教育がどの程度有効な教育実践足りうるかの検討を実践後の意識調査等から明らかにしようとした。またその他の金融教育等の充実の観点も生かした私法の見方や考え方を学ぶ実践の方向性も検討した。なおこの検討でも多様な教材・教科書が用意されている韓国の法教育は、今後もっと詳細に調査すべきであると考えている。

4. 研究成果

まず、各年度の成果の概略は下記のとおりである。

[2009 年度]

一年目の研究の成果は下記の通りである。(1)江口、磯山、橋本は、日本社会科教育学会、公民教育学会の全国研究大会等において、法教育の実験的授業の成果等を公表し、その一部を後掲の研究書誌等に示し、新学習指導要領に応じた先見的な法教育のモデル等をいくつかの法的テーマで明らかにした。

(2)江口、橋本、磯山を中心に、法曹専門家との連携を構築し、法務省、日本弁護士連合会、関東弁護士連合会等の協力を得て、小・中・高等学校で、司法や私法の基礎基本を理解する教材開発を行った。なおテーマは「正義」「公正」「刑事法の基礎基本」等についてであった。

(3)佐藤、熊田を中心に法の教育において、歴史の授業でどのように扱うべきかの検討を行い、その基本的論点について実践レベルでの論点整理を行い、今後の検討で「持続可能性」が歴史授業との関連からもとらえられるべきことを示した。

(4)江口はつくば市内の小・中学校と筑波大学附属坂戸高等学校でそれぞれ特別活動や道徳との連携をもとにした法教育の授業を実施し、その意義について意識調査等も利用して検討した。

(5)海外の教育について、佐藤はドイツ、アメリカ等での公民教育の調査を行い、法教育との関係について若干の調査を実施した。

以上が初年度の成果の概略である。

[2010 年度]

- (1) 江口、磯山、橋本はそれぞれ日本社会科教育学会全国研究大会等において、法教育の実験的授業についての成果を公表し、その一部を後掲の研究誌等で示すとともに、新学習指導要領で求められる持続可能な社会の形成に資する授業モデルと教材を仮説的に示した。
- (2) 江口、磯山は、関東弁護士会連合会と連携して、合同で韓国の法教育調査し、法務部、ローパーク、韓国弁護士協会、法教育センター、ソウル教育大学での調査の結果を一部整理し、その内容を一部翻訳、整理した。また橋本は、関東弁護士連合会の全国研究大会で法教育の現代的な意義とその授業モデルを示して、今後の法教育の方向づけに貢献した。
- (3) 各分担者は、法務省、日本弁護士連合会、法と教育学会での研究活動等を通じて、先導的に小・中学校で、司法や私法の基礎基本を理解する教材開発を行い、その成果の一部を公表した。また佐藤、熊田を中心に法の教育において、歴史の授業でどのように扱うべきかの検討を行い、その基本的論点についてさらに実践レベルで精査した。
- (4) 江口は、つくば市内の小・中・高等学校と筑波大学附属坂戸高等学校等で、それぞれ特別活動や道徳との連携をもとにした法教育の授業を数回実施し、その意義について検討し、いくつかの教材について学会等で示した。なおこの実験授業は、大学院生への法教育の啓発活動を通じて、持続性のある法教育の指導の担い手を育てる意味もあり、法教育の持続性の保障が、持続可能な社会の形成のひとつの指標になるのではととらえている。
- (5) 海外の社会科・市民教育について、佐藤、磯山はドイツ、アメリカ等での調査を行い、法教育との関係について論点を整理した。

以上が二年目の成果と活動の概略である。

[2011 年度]

- (1) 筑波大学附属中学校、つくば市立竹園中学校、茨城県立並木中等教育学校等において、法教育の中心テーマである「正義・公正・社会的配分」に関する実験授業を行い、教材や指導の価値をこれまでの成果を踏まえて確認し、その成果を今後の刊行等に示す予定である。
- (2) 磯山、橋本が日本社会科教育学会北海道大会、全国社会科教育学会広島大会、法と教育学会第二回全国研究大会において、それぞれその成果を発表した。江口は、法教育と持続可能な社会の形成についての論点整理を、教師教育の領域で行った。
- (3) 江口、佐藤は、韓国の法教育の調査を行い、近年の動きについてソウル教育大学の南キヨンヒ教授（社会科教育学担当）、広州大学の李ミョンヒ教授からの聞き取りを行つ

た。あわせて韓国の法教育学会の状況について、同教授および公州大学の李ミョンヒ教授等から状況を調査し、今後のわが国での法教育のあり方についての論点整理を行った。

(4) 法教育の価値を「持続可能な社会」の形成の視点で高めるために、法と教育学会等で積極的な調査を行い、あわせて法務省の法教育委員会、日本弁護士連合会法教育委員会の活動の調査を実施した。なおその成果の一部は、それぞれの委員会等の活動で生かされていると思っている。

(5) 「持続可能な社会形成に資する法教育の基礎研究」の実践的研究を随時、小・中・高等学校において行った。具体的には資源の再配分による「正義」の確保と、持続可能な社会形成についての関係を、中学校の公民の授業で行ったり、「故意」「過失」等の側面から犯罪の量刑を架空的な事件で共有する活動定期な授業を実施した。あわせて、その授業の継続を今後も行うことを、実験授業を実施した学校等で確認した。またアジアを中心に海外各国の法教育の状況の調査についても、調査を今後継続する予定である。さらに今後この成果を一般書として公刊する方向で検討している。

以上の三年間の成果を持って、持続可能な社会形成や価値形成に資する法教育のあり方について研究を深めることができた。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 7 件）

- ① 江口勇治、法の意義を学ぶ教育の重要性、わたしは消費者、査読無、127、2012、pp. 1-3
- ② 江口勇治、子どもに法的な見方や考え方をどう教えるか、児童心理、査読無、943、2012、pp. 109-113
- ③ 江口勇治他 7 名、法教育のめざすもの（「法と教育学会」シンポジウム再録）、法と教育、査読無、1、2011、pp. 162-184
- ④ 橋本康弘、後藤正邦他、中等法関連教育の授業開発(1)、福井大学教育実践研究、査読無、第 35 号、2010、pp. 79-86
- ⑤ 江口勇治、公民的分野の意義と内容の検討(15)、中等教育資料、査読無、886、2010、pp. 48-49
- ⑥ 橋本康弘、裁判員制度と法教育の充実、教職研修、査読無、12月号、2009、pp. 95-98
- ⑦ 江口勇治、公民的分野の意義と内容の検討(11)、中等教育資料、査読無、878、2009、pp. 68-69

〔図書〕（計4件）

- ① 江口勇治、磯山恭子編、東京書籍、市民教育への改革、2010、pp. 6-9、174-184
- ② 橋本康弘編、明治図書、教室が白熱する身近な問題の法學習 15 選、2009、158
- ③ 新井保幸、江口勇治編、培風館、教職論、2009、218

6. 研究組織

(1) 研究代表者

江口 勇治 (EGUCHI YUJI)

筑波大学・人間系・教授

研究者番号 : 50151973

(2) 研究分担者

橋本 康弘 (HASHIMOTO YASUHIRO)

福井大学・教育地域科学部・准教授

研究者番号 : 70346295

佐藤 公 (SATOU KOU)

武蔵野大学・文学部・准教授

研究者番号 : 90323229

熊田 祐介 (KUMATA TEISUKE)

宇都宮大学・教育学部・准教授

研究者番号 : 90375519

磯山 恭子 (ISOYAMA KYOKO)

静岡大学・教育学部・准教授

研究者番号 : 90377705